

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

1 本市の基本方針の決定

1 議決権限の拡大

《プロジェクトでの確認事項》

- 「議決権限の拡大」は基本条例に入れ、協議内容を中間まとめで報告する。また、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 議決権限の拡大については総論では拡大していくことに賛成である。市長の専決処分は今後臨時会を開催することも検討する必要があるのではとの意見があった。
- ・ 会派で自由闊達な議論の状況で、最終的なまとまりができたわけではないが、基本的には議決権限の拡大は必要と考えている。計画の部分では、基本計画、都市計画マスタープラン、川崎ということで環境関係の計画、概ね 5 年以上の市政にかかわる重要な計画で、ある程度枠をかけた計画との意見、方向性が出ている。
- ・ 出資法人に対する議会の関与が今、十分ではないため、一定条件の出資法人の決算、あるいは経営方針に関して議決事件の対象としてもいいのではとの意見がある。
- ・ 基本的な考え方として、追加できるものは追加していいのではないかと。まず総合計画、基本計画は議決事件に入れる必要がある。次に 5 年以上の分野ごとの長期計画について議決の対象として調査をして検討する。姉妹友好都市の提携は他の自治体では議決事項に加えているので、象徴的なものとして加える。具体的には、京丹後市の条例で規定している基本構想に基づく基本計画、都市マスタープランを含めた 5 年以上の計画で、行政内部の管理に係る計画等は除外し、姉妹友好都市の延長線上にある市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うものに関して議決事項に加えるということである。
- ・ 長期の基本計画について議決事件になじむか議論していく。議決権限の拡大は必要との認識は会派で一致しているが、さまざまな計画があり、計画を包括的に、網羅的に議決をしていくことにした場合、足かせみたいなものになるので対象を絞っていくことが必要であるとの意見が出ている。
- ・ 議決事件の拡大により、議会の責任は重くなると思う。しかし、議会が行ったことへの結果責任は、いずれにせよ大きくなる。執行部で勝手に計画を作るのではなく、重要な計画は事前に議会が関与していかないと逆にリスクが大きくなるのではないかと。思う。
- ・ 議決権限の拡大については、どの範囲まで拡大するのか、計画期間の年数は 5 年か 10 年かについて議論の結論が出ていない。
- ・ 基本計画を含めて権限を強化すべきである。出資法人の報告を 50%から 25%と変更し、また、単なる報告ではなく出資法人の計画、決算の承認を行うことができるようにする。また、指定管理者に関して議会のチェックが外れている部分もあるので、一定の枠をはめるようなことを検討する必要がある。
- ・ 基本構想、基本計画の範囲を超えて行政が計画を執行している。例えば、都市計画マス

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

タープラン、景観計画、緑の基本計画は非常に長期にわたってまちづくりを具体的に規定している。議会の関与が少なすぎるように思うので、議決範囲として基本構想、基本計画のほかに総合計画を超えるような行政計画は議決を必要としてはどうかと思う。

- ・ 議決権限の行政計画の長期かつ重要なという判断基準について、期間を5年とした場合、改選との関係で議員が責任を負えるのかということ、また、保育基本計画のように社会情勢の変化によって毎年改定されるような中では、行政計画について議決に含めることに本当にマッチするかなどの意見が出ている。メリット、デメリットについて慎重に議論する必要がある。長期かつ重要という文言整理を含め、新たな文言を作成する中で、ある程度範囲を決めて、検討する。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
 - 1 議会機能・活動
 - ① 監視・政策提案の強化

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 「監視・政策提案の強化」のほかに②の「市民が参加しやすい議会運営」③の「議会関係条例等を遵守した議会運営」④の「分権時代にふさわしい議会の出現」については、理念的な運営としてまさにそのとおりである。
- ・ 監視・政策提案の強化は、考え方、理念の部分で具体的な内容は後で協議することだと考えている。
- ・ 「監視・政策提案の強化」は必要である。また、「政策・条例・意見書等の議案の積極的提出」は事務局が議員の側に立って手助けができる部分もあるが、「必要な政策の提案・決定等による政策立案の議会運営」については、政策だけで議会を運営することは難しい。
- ・ 1-2-1は理念的な部分なので、基本的には議会の活動を強化する観点が重要、大事であると会派で意識の共有化を図った状況である。
- ・ どのような根拠に基づき議決権限の中にも含めるのか、決め方が難しいこと、また、議決に対する責任を果たしきれぬのかという課題に対する実際の問題がある。さらに、調査研究の日数、会期を延ばすことを含めて議論が出ている。したがって、他都市の議決事項を拡大しているところを参考に、ある程度の目安を見極める必要がある。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
 - 1 議会機能・活動
 - ② 市民が参加しやすい議会運営

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 次の1-2-2の市民参加の原則・取組のところで市民参加について議論することになるので、この1-2-1②市民が参加しやすい議会運営は、理念的な部分が多いと思う。詳細は会議規則、委員会条例等の中でとらえる。
- ・ 市民が参加しやすいという表現は、かなり広くとらえられる部分があるので、その点を具体的に検討していく。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
 - 1 議会機能・活動
 - ③ 議会関係条例等を遵守した議会運営

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ ④の定例会の回数を定める条例と③との関係では、議会基本条例の中にすべて定めるのか、別途条例に定めるのか、この点も議論の対象となると思いますので、もう一度整理したほうがよい。
- ・ 別条例で定めたほうがよいのか、基本条例の中で踏み込んだほうがよいのかを含めて、保留しておいたほうがよい。
- ・ 議会関係条例等を遵守した議会運営については、自明の理であるので、今後協議していく中で整理するという選択肢もある。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

2 本市の活動ルール決定

1 議会機能・活動

④ 定例会の回数は別に条例で定めること

《プロジェクトでの確認事項》

- 2-1-1の「会期の見直し」のところで併せて協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 定例会の回数は別に定めることというのは、「会期の見直し」で議論するのではないかと思う。
- ・ 議会基本条例の中に定例会の回数の規定はなるべくまとめたほうがよいと思う。
- ・ 三重県では通年制を既に行っているの、議論していく必要がある。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

2 本市の活動ルールの決定

1 議会機能・活動

⑤ 分権時代にふさわしい議会の実現

《プロジェクトでの確認事項》

- 条例の基本的内容であるため、条例の前文等で規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 「分権時代にふさわしい議会の実現」は当然当たり前のまず前段の部分と思うため、ここに規定しなくてもよいと思う。
- ・ 「分権時代にふさわしい議会の実現」について、理念的なとらえ方もあるが、この項目をいかすことにより川崎らしさを出していくことができる項目ではないかと思う。また、集権的な議会ではなく、もっと開かれた分権的な議会の仕組み、例えば、区ごとの課題に対して常任委員会を設置していくなど、これからの分権社会に合わせた議会の改革ということがこのプロジェクトで議論できるのではないかと考える。
- ・ 基本的な条例なので、国に対しての分権ということで、ある程度過渡的な要素であり、これから権限の具体化という関係もあるので、分権という言葉が条文の中に含まれることがふさわしいことなのか、最終的な文言整理の中で議論していただきたい。
- ・ 分権というとマイナスイメージでとらえるとらえ方もできなくないと思うので、分権ではなく地域主権など実際条文をつくる過程の中で議論していけばよい。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

2 本市の活動ルール決定

2 市民参加の原則・取組

① 市民との意見交換の場の設置

⇒公平性・透明性等の確保・開かれた議会を目指すこと

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 政党、会派ごとの中で市民との意見交換の場をしっかりとやったほうがいい。63人の議会の代表者が市民代表と議論することは思うようにいかない。
- ・ 議会の権限を市長あるいは首長執行機関に対し強く投げかけ、調整していくためには、我々自身が市民との結びつきをより強化していくことが議会の強化につながり、市民の声を体现できる。
- ・ それぞれの会派としての立場があるが、その立場でいろいろな市政に対する報告、意見調整があると思うので、議会全体として市民への説明、市民との意見交換についてイメージがわからない、なじむのかどうかと思う。
区民会議や民間の方の議員との懇談会も開かれているが、市民参加について少なくなり、議員のほうが多くなるなどの話を聞いている。現実問題として、市民説明会の場を設置することは、どうかと思う。
- ・ 各区で区選出議員と語る会が開かれているが、やればやるほど先細りで、結局、集まる方は同じ方だと聞いている。栗山町は町の規模が小さいこと、また、議会広報もないという中で、議会報告を行っている。この報告は会派に偏ったものではないので、それはそれで、必要性を感じた。
自治基本条例、区民会議条例でいろいろ議論があったけれども、区民会議における議員の位置付けを検討していくことも必要ではないかと思う。区民会議に議会で議論されている内容を報告していくことも、非常に効果があると思う。現在ある区民会議を最大限活用して、議会活動の報告などを行うことができる気がする。
- ・ 項目名を「公平性・透明性等の確保・開かれた議会を目指すこと」としてはどうか。
- ・ 議会によって、市民に開かれた議会の度合いが違っていると思うが、本市はある程度先進を行っているという自負はある。「市民との意見交換の場の設置」は必要ないとは言いつらいが、市民参加等は、開かれた議会の理念的な側面として協議していったほうがよい。
- ・ 1-2-1②「市民が参加しやすい議会運営」と一緒に議論し、ある程度具体化したほうがよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1-2-2③の参考人制度、公聴会制度の活用、及び④のモニター、提案機会の設置については別に議論することとして、この①は後段の③と④の関係では、前触れの的な位置付けにあると思うので、公平性、開かれた議会を目指すということで、あってもよいと思う。
- 市民への説明会などについては市民にとって重要な視点だと思うので、今後協議することとして残してもらい、この中で地域ごとの議会報告会については実態に合わないなどがあるが、いかせるところはいかしていく論議の余地を残していただけたらと思う。
- 市民説明会については、議員個人でも政策や議会で決まったことを市政報告し、市民との意見交換を行っている。あえてそれを集団で議会という形で行うことはどうかと思う。工夫すればこれに載せなくても行うことはできると思う。
- 議員個人では地元で市政報告を十分に行っている。ただ、条例の中に載せたらいいのではないかと思う。
- 公平性・透明性については、市民に対する公平性と理解している。市民全体に開かれたという方針を文言として規定していく。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 2 市民参加の原則・取組
- ② 参考人制度、公聴会制度の積極的活用

《プロジェクトでの確認事項》

- 参考人制度等の活用をしていくことを規定し、具体的内容については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 地方分権時代の議会にふさわしい議会として、住民との懇談会、市民参加といったときに実際の理念、イメージはわかるが、請願・陳情等の審査において、議員のパフォーマンスにならないのか、この線引きができればできないことだと思うので、その点の議論を行うべきである。
- ・ 請願・陳情の審査のとき議員に配付した資料と同じ資料を傍聴者に示すこと、また、議論が聞き取りやすいように機器を設置すること、プロジェクトの傍聴を認めること、議会の会議において市民が政策提案、請願・陳情ができるような仕組みを作ること、陳情者が意見陳述する場を設置することなどが具体的なご意見として寄せられている。議会改革に向けて市民参加の保障が必要として会派で議論している。
- ・ 請願者・陳情者の意見をよく聞いた上で結論を出すなど、意見陳述は非常に大事なことである。他都市では時間制限等があるが意見陳述を保障している例もある。これらの例を参考にしながら追求していくべきである。
- ・ 参考人制度、公聴会制度にはそれぞれ具体的な手続きはあるが、利用できる制度ということで、あり方を含め、条文として盛り込む中で検討していく。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

2 本市の活動ルール決定

2 市民参加の原則・取組

③ 市民意見の聴取（モニター・提案機会の設置）

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 市議会モニター制度について具体的なイメージについて議論が必要である。
- ・ 4年に一度の選挙が市民による審判であるとの意見がある。また、請願・陳情の中で、市民の方からご意見を伺うことは当然だと思う。京丹後市のように、陳情、請願を市民による政策提案と位置づけるという高い位置づけを持つことが重要ではないかとの意見である。
- ・ 市民が政策提案、請願・陳情できるような仕組み、及び、陳情者が意見陳述する場の設置、さらに市民との意見交換やモニター制度については、公聴会及び参考人制度とは趣が違うと思うが、モニター制度は必要なかどうかと思う。市民が政策提案、請願・陳情できるような仕組みなどのところで、しっかり取りまとめてもらえればよいと考える。
- ・ 請願・陳情は目の前に問題がある場合に出てくるが、そうではなくサイレントマジョリティの意見をきちんととらえていく必要がある。市民アンケートやモニターなど、まさに普通の一般的な日常生活を送っている市民の方々がどのように考えているかを知る手段としての位置づけが必要と考える。市長は、パブリックコメント、アンケート、タウンミーティング等を行い、市民の声を把握している。これに対し、議員個人、議員の支持者、会派の支持者ではなく、議会として、市民全体がどういう意見かということ把握できる仕組みをつくるべきである。
- ・ 行政側の施策でパブリックコメントを実施し、市民意見を聞きましたということで議会側が押し切られてしまう懸念はある。だからこそ、市民参加、市民意見を聞くことは行う必要である。ただ、モニター制度というのは少し足りないのではないかと考える。他のさまざまな市民運動など、市民意見の把握等は、間違いないような使い方をしていくものに束ねていく必要がある。
- ・ アンケート調査も、どこを受けとめるか、どこを活用するかで結論は変わってきてしまう。その関係でモニター制度は、個別案件について意見を伺うケース、また常設型として市議会に対する意見を聴取すること、政策的な市長提案に対して議会として意見を聴取することなどがある。結論としてはまとまっていないが、市民意見の反映等については、条文に盛り込むことでとりまとめていく。
- ・ 市民意見の聴取については一致しているので、内容的に別途詰めていく。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- ・ 議会はさまざまな市民の意見について、民主的に協議を重ねていながら、議会の合意形成を図り、充実させていくことが、市長との権限に対して対抗となると考える。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 3 議会審議
 - ① 一問一答方式による質疑

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に盛り込み、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で再度協議する。また、今後の質疑、質問の具体的な方法についての意見があったことを中間まとめで報告する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 最初の質問は発言通告を出してやりとりするが、再質問以降は項目だけで理事者と議場でやりとりする話を聞いたときに、一問一答方式の導入を検討する時期に来ているのではないかと思っている。
- ・ 一括質問方式の代表質問の内容はわかりにくい。また、代表質問の質問項目が多いことや、代表質問の内容についても検討したほうがよい。
- ・ 一問一答方式の質問に関連して、対面台の設置について予算に関連する。
- ・ 代表質問のあり方について、一問一答方式による質疑を別途協議していくことが必要と考える。
- ・ 一括方式の代表質問が傍聴者にとってわかりづらいとの意見があると思うので、傍聴者、市民に理解していただくために、一問一答方式にしたほうがよい。代表質問の見直しを行う方向でできればよいと考える。
- ・ 各党派がそれぞれ一括方式、一問一答方式と選択できる形であれば結構である。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 3 議会審議
 - ② 市長等への反問権の付与

《プロジェクトでの確認事項》

- 各メンバーからの意見をもとに協議を行ったが、結論に至らなかった。団長会議で再度協議をお願いします。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 反問権は与えるべきではない。発言の趣旨を問いただすことはあり得るかもしれないが、権利を拡大されてしまった場合、質問の制限にかかわってくるためである。市民の発言権、市民の権利を最大限保障するという意味で反問権は、市民の権利の制限につながっていくため、市長等への反問権の付与を加えるべきではない。
- ・ 議会審議をより実効性のあるものしていくためには反問権があってもいいと思うが、団では、例えば、一般質問の30分という限られた時間の中で反問権を行われた場合や、代表質問ではどうかなど協議したが、賛否が分かれている。
- ・ 双方向の議論ということでは、やはり一定規定に入れていく必要がある。北名古屋市の反問権には「議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された市長等は議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。」とし、「前号に規定する反問は、質疑質問の論点整理に資するものとする。」と規定する程度であれば、入れていくことができると思う。
- ・ 反問権は付与すべきでない。議会側の緊張感は生まれると思うが、予算を執行する側とチェックする側では立場が違う。
- ・ 執行する側とチェックする側という立場から問題があると考えるので付与すべきでないとする。しかし、論点整理という表現がふさわしいかも含め、何らかの形で可能ではないかと考える。
- ・ 論点整理をするという意味では良いと考えるが、なぜ議員の質問権がないのか。反問権を規定するのであれば、議員の質問権を規定すべきという意見もある。主体は議員としての基本ルールをつくるということであれば、質問権を規定し、その中に市長の論点整理をすることができるという形にしてはどうかと思う。
- ・ 県議会でも条例案に規定されているので、規定してよいと思う。しかし、「反問権」という言葉のイメージが「反論」に感じられ、場合によっては、論点整理で確認していくことも考えられる。
- ・ 反問権は付与すべきでない。反問権が拡大解釈されて、質疑が本当に深まる議論ができ

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

ていない事例もあると伺っている。市民の代表である議員にとって質問の制限につながる恐れがある。マイナス面を含めて必要ないと考える。

- ・ 議員条例議案が提出された場合は、執行部側から質問を当然受けてはいいのではないかと意見があった。
- ・ 基本的に論点整理で確認するということは、現在も議長や委員長の議事整理の中で行われているので、条文で盛り込まなくてもよいと考えている。
- ・ 議会と市長との関係性というとらえ方ではなく、市民本位、市民から見たわかりやすい議会をつくり出す一つの手法であると考えている。
- ・ 項目として入れておき、慎重に審議して欲しい。一方、議員が答弁できるのかというような不安の声もあったが、結局残すことでまとまった。
- ・ 会派としてはまとまるどころまでは至っていないが、前回の議員としての質問権という枠組みの中でその範囲内で確認することができるというふうな形での扱いでよいのではないかと思う。
- ・ 他都市の条例に規定されているように、論点整理という部分であれば項目として残してよいと考える。意見の一つとして、反問権だけを規定するのはどうなのか。質問権を規定し、それに対して誠意を持って答えるというものがあって論点整理のために「反問」することができるという形で整理したらどうかとの意見もあった。
- ・ この間のやり取りでも市長等が質問内容を確認していたことから、現行規定でも行われているのであえて反問権という形で付与・規定する必要はないと考える。条例化ではいかなものかと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 3 議会審議
- ③ 重要施策に関する論点情報の形成

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 「重要政策に関する論点情報の形成」については、本市では重要政策に関する議会等に対する説明は行われていると思う。
- ・ 住民投票条例の審議したときに、意思決定の過程で出された意見、パブリックコメントの結果の反映、突然出てくる項目などもあるので、「決定過程の説明」の課題はあるのではと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 3 議会審議
- ④ 予算・決算審議における分かりやすい資料の作成

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 現行の中で、予算議会は資料を提出しているので、資料の作成を入れるという形で、よいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 4 自由討議の拡大⇒「議員間討議の拡大」

《プロジェクトでの確認事項》

- 「自由討議の拡大」については、「議員間討議の拡大」に変更し、基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 「自由討議の拡大」については、「議員間相互の討議」を重んじるようなイメージだと思うので、変更したほうがよい。
- ・ 国分寺市では理事者を一切いれない、請願・陳情は議会で何日以内に結論を出すということが行われている。そこまで念頭においた改革を行うのかで自由討議のあり方が問題になってくるのではないかと思う。また、プロジェクトの協議も自由討議だと思うので、別に形式にこだわらない形を作ればよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 5 議会改革の推進
 - ① 議会運営の不断の見直し

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 特になし

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 5 議会改革の推進
- ② 議会基本条例の最高規範としての位置付け

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 特になし

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 6 委員会機能・活動
- ① 設置目的に応じた適切な運営

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。また、委員会運営等の具体的意見について、中間まとめで報告する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 常任委員会が水・金と開催され、陳情などもかなり取り上げられており、川崎の伝統をしっかりと条例の精神に盛り込められればよいと思う。現行どおりの運営でよいと思う。
- ・ 委員会の開催日を水・金ということではなく、最初に位置づけることが必要である。議会と執行部は車の両輪であり、議会が委員会開催曜日を決定したならば執行部側もそれに併せて会議等の日程の組み換えをすることが議会改革であり、議会の位置付けをしっかりと示すこととなる。
- ・ 意見として合意が取れば月・火ないし木・金で開催することを議運へ議論していただきたい。
- ・ 委員会の開催は委員会ごとの判断であるが、難しい部分がある。そろそろ今までの感覚から脱皮して開催する方針を確認していけないか。
- ・ 本来、請願陳情を徹底的に審議するために委員会をもっと開催する必要があるが、無制限に増やすことはできない。当面週2日、開催曜日は検討するとしてもその2日を確保することが市民への責任と考える。縮小することに重点を置かないことが議会改革の精神に則ると思う。
- ・ 何でもかんでも常任委員会、水・金開催ではなくフレキシブルに懸案事項・課題事項に対応していく必要があると思う。
- ・ 特別委員会を設置して協議していくことも考えられる。
- ・ 水・金の開催により、常任委員会への複数所属が難しいと思われる。
- ・ 開催日数を減らしても委員会の実質時間を確保すればよいと思う。議運で検討していただければよいと思う。
- ・ こうした議論の記録が改選後も普遍律として申し伝えることが必要である。委員会の開催方法については、行政視察、政務調査活動のあり方との関係からも調整が必要と思う。
- ・ 予・決算特別委員会を全議員構成ではなく、分科会形式のような形で審議できないか。川崎方式が進んでいる方式なのか、改革すべき点があるのか。
- ・ 予・決算特別委員会を常任委員会化することを検討すべきと考える。
- ・ 全議員参加の予・決算特別委員会はよいと思う。
- ・ 特別委員会はもう少し人数を絞った形がふさわしいと個人的には思う。常任委員会だけ

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

でなく、特別委員会も意識しながら考えるべきと思う。

- ・ 企業会計と一般・特別会計の一本化など、現在の特別委員会は今まで積み上げてきた改革の成果で、他都市に誇れる方式だと思う。人数を絞ることはいかななものかを感じる。
- ・ 一般質問と予・決算特別委員会での質問がほとんど同じであるのが現状で、本来違うべきものである。人数を絞り深めて議論していくことも一つの方法である。
- ・ 議論の中身の問題であり、質問の問題は委員の認識だと思う。
- ・ 他の政令指定都市の予・決算特別委員会の議員構成、審査方式等調査が必要である。
- ・ 決算特別委員会は形骸化している。政策立案能力を試されているのかと考える。
- ・ 川崎は総務委員会の開催日数が多い。他都市での教育委員会所管の委員会はどのようになっているかなどを調査研究する必要がある。
- ・ 全議員構成の予・決特別委員会では審議内容が薄まってしまう。審議の質を上げるためにもメンバー構成等も議論し、臨機応変に議論できる場で審議したほうがよいと思う。
- ・ 分科会形式で議論することにより、内容的に踏み込んだ濃い議論ができる。それが市民に対する議会改革、情報公開となり市民に何を伝えるのか、議会側から発信する。その方が、市民に開かれた議会となると思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 6 委員会機能・活動
- ② より市民に分かりやすい委員会の運営

《プロジェクトでの確認事項》

- 3-3-2の「常任委員会の透明性の確保」のところで併せて協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 小さなお子さん連れの傍聴者への対応、傍聴者への資料の支給等具体的な運用面の改善等を議論していければと思う。
- ・ 委員会資料の積極的公開をどの程度とするか、議論が必要である。
- ・ 市民により分かりやすく資料提供を含め対応していく方針は運営上の課題はあるとしても基本的によいと思う。傍聴者全員に資料を配付することは物理的に困難と思う。だから調査部門を充実させることも併せてお願いしたい。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 6 委員会機能・活動
- ③ 委員会提出議案に関する規定整備

《プロジェクトでの確認事項》

●議運での協議結果を踏まえ、条例に盛り込むこととし、具体的な規定方法については、今後協議、検討する。（議運で規定整備することが12月11日に確認されている。）

《プロジェクトでの意見》

- ・ 委員会の権限強化ということは理解できるが、現実問題としてどのように機能するか。
- ・ 今後、委員会提出議案の重みと中身が求められてくると思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 7 文書質問制度の創設など

《プロジェクトでの確認事項》

- 各メンバーからの意見をもとに協議を行ったが、結論に至らなかった。団長会議で再度協議をお願いする。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 既に川崎では行われていることであり、仮に盛り込んでいくのであれば、今の質問の制限につながらないという、質問を保障することであればよいのかと思う。
- ・ 質問主意書で全議員が執行部に質問していくこと自体がふさわしいかどうか疑問に思う。今の状態で問題ないので、あえて盛り込む必要はないと思う。
- ・ 公文書として記録に残す方法は、現在では議場や委員会の議事録しかない。文書質問制度でそれが代替できるのであれば議場の負荷も軽減されメリットがある。
- ・ 議会としての権能が高まると思う。運用面での課題はあるが、行政側からの回答を公文書化することは意義あることと思う。
- ・ 局長名、課長名の文書回答も公文書であると思う。現状を維持した方がよいと思う。文書質問権を確立することは理論的には間違っていないが、条文に規定することにより質問権の制約につながらないことが大切である。
- ・ 他都市の条例にもほとんど掲げられていないのは現状に問題がないからだと思う。都市の規模、議会開催との違いがあり、あえて規定する必要はないと思う。
- ・ 規定することにより、縛りや規制ができてしまうように思う。従来どおりでよいと思う。
- ・ 文書質問制度は議場での質問の負荷軽減にもつながる。国会の質問趣意書のような形で、議長経由で質問をして、答弁があり、それを会議録検索システムにも掲載し、議会での正式な文書として記録され、かつ、情報公開される仕組みというものは文書質問制度としてあったほうがよい。また、調査権の一環として、議会の権能を高めることにつながると考える。
- ・ 現状では事前に文書での質問を行っている。また、日常的に市民から陳情を受ける場合、照会を行い回答を得ている。すべての質問を議長経由で行うのか、また、公文書として公開できるもの、できないものも出てくることもあり、議論する必要がある。したがって、現行のままでよいと考えるため、規定する必要はない。質問権の制限につながると考える。
- ・ 事前の調査があって、本会議での質疑となる。本会議での質疑時間が足りないということであれば、時間を延長することを議論すべきである。
- ・ 伊賀市と邑南町は議会閉会中に文書質問を規定しているが、本市は年4回の定例会、閉

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

会中の常任委員会の活動を行い、公文書として記録されている。それ以外の日常の議員活動に関する部分は、従来どおりとして、あえて規定する必要はないと考える。

- これまでの方法で問題はなかった。文書だけでなく、口頭での質問の問題もあるため、特に規定しなくてもよいと考える。
- 文書質問制度は議会活動の一つとして導入すべきである。
- 少数会派が代表質問を行うことができないことを考えると、この制度も一理あるかと考える。しかし、具体的にどのような実施方法とするか、現行の状況を変えずに文書質問制度を盛り込んだ場合はどうなのか見えてこないのが、規定していくことをすべて否定するわけではないが、今後継続して研究する必要があると考える。
- あえてこの項目を取り上げなくても、現行の中で十分に対応できるので項目として規定しないと考える。
- 当初は規定しないこととしたが、再度協議した結果、団で提出するのか、個人で提出するのか、または連名で提出するのか、会派を超えて提出するのか等方法についていろいろな意見が出された。結論としては項目として残すという方向でさらに協議を進めていただければということとなった。
- 現在行われている文書でのやり取りを阻害してはならない。議場に準じた重みを持つ仕組みとして位置づけることで議会活動の強化につながると考える。また、議場に準じた責任を持った答弁をいただくことから規定としては生かしておくべきと考える。
- 少数会派に対する質問権を保障していくということについて、今後検討する価値があるという意見等を加味した報告にさせていただければと思う。
- 議会基本条例に規定するとかえって阻害されることもあるのではないかとということも加味すべきと考える。したがって、文書での質問がいい、悪いの議論ではない。あくまでも基本条例の項目として規定することでかえって自由な質疑が阻害される恐れがあるのではないかと意見もあったので、是非そこのところも理解していただきたい。
- 現実的に今議案等を審査する前に文書で質問し、回答をもらっている。そこで言質を取ってしっかりとやらせていただき、判断している。基本条例制定にあたっての議会権限の強化という視点から議会の権限は一人ひとりの議員の権限の拡充ということでもある。議案の慎重な審議するためには権限として位置づけられたらよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 8 執行機関事務に対する監視・評価

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・京丹後市のような規定は必要ないと思うが、規定として盛り込んでよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 9 議員活動
 - ① 議員の責務・活動の原則

《プロジェクトでの確認事項》

- ①「議員の責務・活動の原則」、②「政務調査活動の位置づけ」及び③「政治倫理の自覚」については、基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 規定として盛り込み、内容は今後議論していくことでよいと思う。
- ・ 議員は政治的に自ら判断し行動すべきものであって、責務や活動原則を条例で定めることに議論が団の中で少数意見としてあった。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 9 議員活動
- ② 政務調査活動の位置付け

《プロジェクトでの確認事項》

- ①「議員の責務・活動の原則」、②「政務調査活動の位置づけ」及び③「政治倫理の自覚」については、基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 1-2-9-①に記載

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
- 9 議員活動
- ③ 政治倫理の自覚

《プロジェクトでの確認事項》

- ①「議員の責務・活動の原則」、②「政務調査活動の位置づけ」及び③「政治倫理の自覚」については、基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 1-2-9-①に記載

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

2 本市の活動ルール決定

10 議員能力向上のための議員研修の充実⇒1-2-9-④とする。

《プロジェクトでの確認事項》

- 1-2-9の「議員活動」①「議員の責務・活動の原則」、②「政務調査活動の位置づけ」及び③「政治倫理の自覚」の項目の一つとして基本条例に盛り込み、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。1-2-9-④として位置づける。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 今まで積み重ねてきたことでよいと思う。あえて条文として必要なく、他の議員の活動の中に全体でまとめていけばよいと思う。
- ・ 研修だけ項目として取り上げるのは違和感がある。1-2-9-④としてはどうか。
- ・ 議員活動が会派の独自性を尊重したものになるのは当然のことと思うので、その点を踏まえて、まとめていただきたいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

2 本市の活動ルール決定

11 議員定数

① 十分な検討に基づく議員定数の改正

《プロジェクトでの確認事項》

- ①「十分な検討に基づく議員定数の改正」及び②「議会からの改正条例案の提出」については、基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 具体的定数等を決めるのではなく、定数を別途条例で定めるという規定になると思うので、このままの規定でよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルール決定
 - 11 議員定数
 - ② 議会からの改正条例案の提出

《プロジェクトでの確認事項》

- ①「十分な検討に基づく議員定数の改正」及び②「議会からの改正条例案の提出」については、基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 1-2-11-①に記載

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 12 会派の位置付け

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 先ほどの議員定数と同様に基本的な事項であるので、具体的な検討は今後行うとして、規定としては盛り込んでよいのではないかと思う。
- ・ 市民から選ばれている議員としての議会での態度表明、質問の場の確保、会派のあり方について検討してほしい。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 13 行政視察の位置付け

《プロジェクトでの確認事項》

- 現行での取扱いで特に問題等ないため、基本条例に規定しないこととする。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 行政視察の位置付けも議会活動の一環であるため、あえて規定する必要はないと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 1 議会の役割の明確化
- 2 本市の活動ルールの決定
- 14 他議会との連携

《プロジェクトでの確認事項》

- 各メンバーからの意見をもとに協議を行ったが、結論に至らなかった。団長会議で再度協議をお願いする。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 議会の役割が求められるものが増してきている中で、3港連携で議会の連携もとられるという流れがあり、環境問題も広域で考える必要があることから、他議会との連携協力という意味は残しておくべきであると思う。
- ・ 前回、文言として残すとなっていたが、他都市との連携はいままでやってきている。基本条例に規定することがどうかとの議論が団であった。
- ・ 議会の独立性を確保できるのか、連携することによる弊害の可能性はある。是非、再検討をお願いしたい。
- ・ 議会としてどこまで連携するのか、その場合の事務局の役割、費用負担等についてをどのようにしていくのか。また、調査研究により、議会が拘束される可能性が出てくる。市民を代表する議会が責任を負うことになるが、その場合、足かせになる可能性の懸念がある。
- ・ 首長も広域的な行政を進めている場合もあるため、議会としても広域的に進める必要がある。体的に一定のルールのもと運用していくことは、地方政治のあり方としてよいと思う。
- ・ 他議会との連携は、他都市の規定から、一緒に何かを行っていかうというよりは、一緒に調査・研究を行っていくという姿勢で、基本条例に盛り込むべきであると考えます。
- ・ ここで示す「他議会との連携」は、行政側ではなく、あくまでも議会サイド、議員間同士の連携ということと認識する。そこを整理していければ、規定していけると考える。
- ・ 党として他の議会の議員と話をする機会や交流はあるが、それぞれ生い立ちや歴史、やってきたことも違っているので共通の会派の中でも他議会との連携というのはなかなか難しいと感じている。また、議会の独立性ということを考え、団としては他議会との交流というものがあり得ると考えるが、調査・研究を行うということを経営に盛り込むのはいかなるものかということから、条例に規定しないこととする。
- ・ どのような形で行っていくかということは議運での運営が前提となってくる事項ではあるが、これから広域的な問題や議会としても連携していく必要があると考える。文言として是非規定したほうが良いと考える。
- ・ 他議会との連携は今後必要になってくるので、是非とも規定していただきたい。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- 規定として残してよいと考える。既に、議会連携の組織もできており、今後も広域的に取り組んでいかなければならない課題も出てくる。連携については残して欲しい。
- 既に、議会連携の組織もできているということであるが、多分3港連携のことかと思うが、まだ議会としての連携ではなく、議会の有志での連携の範囲なので、議会としての連携を意見が一致しない中で一緒に進めていくことができるか疑問に思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

1 議会の役割の明確化

3 調査権の明確化と実効性の確保

1 常任委員会の市政に関する調査権の位置付け

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 調査権としての位置付けを強化する内容であればよいと思う。しかしそうすることにより限られた枠の中での調査となってしまうことは気をつけなければならない。
- ・ 常任委員会として調査権を持つという規定は入れておいたほうがよいと思う。
- ・ 一つの例として、審議に必要な資料を市長等に求めることができ、市長等は誠実に対応する。あるいは、現在、地方制度調査会で監査委員制度の改革で議論され、法との関係を整理する必要があるが、議会や委員会の実地立ち入り調査権を規定することが考えられる。